# 梨県公報

号外第1  $\pm$ 믁

平成二十四年 三月三十日

曜

#### (経過措置)

2 山梨県立石和高等学校の全日制の普通科及び国際教養科並びに山梨県立山梨園芸高

日

金 梨県立高等学校学則の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日に当該学科に在 等学校の全日制の園芸科、農業土木科及び食品化学科は、この規則による改正後の山

# 学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、

存続するものとする。

山梨県教育委員会規則第四号

設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

員長 久 保 嶋 正

職の設置に関する規則等の一部を改正する規則 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の 子

設置に関する規則等の一部改正) (山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の

第一条 の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次の ように改正する。 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員

第一条第一項中「ただし」の下に「、県立図書館の館長」を加える

第二条第一項第三号中「高校教育指導監」の下に「、企画推進監」を加える。

加え、同表県立図書館の項中「副館長」の下に「、次長」を加える。 別表第一県教育委員会事務局の項中「高校教育指導監」の下に「、 企画推進監」 を

(山梨県立図書館処務規程の一部改正)

第二条 山梨県立図書館処務規程(昭和五十五年山梨県教育委員会規則第五号) の 部

を次のように改正する。 第二条中「総務課」を「総務企画課」 に、「企画調査課」 を「サービス課」 に改め

「上司」に改める。 第五条第二項中「教育長」を「上司」に改め、 同条第三項及び第四項中「館長」を

第六条から第八条までを次のように改める。

(分掌事項)

第六条 課の分掌事項は、次のとおりとする。

総務企画課 次のとおりとする。

## 教育委員会

を改正する訓令山梨県教育委員会公印管理規程及び山梨県教育庁行政文書管理規程の一部山梨県教育委員会公印管理規程及び山梨県教育庁行政文書管理規程の一部

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令..... 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則......ハ

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令...... 山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示.....

0 \_ O \_ O  $\overline{\circ}$  規則
・出梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則......ハ

職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則...

教育委員会

目

次

## 山梨県教育委員会規則第三号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

久 保 嶋 正

子

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のよ

別表山梨県立石和高等学校の項及び山梨県立山梨園芸高等学校の項を削る。

うに改正する。

(施行期日) 則

この規則は、 平成二十四年四月一日から施行する。

県 公 報 号 外 第二十二号 平成二十四年三月三十日

Щ

梨

- 指定管理者との連絡調整に関すること
- 公印の管守に関すること。
- 文書の収受、発送、編集、 保存及び記録の編集に関すること。
- 職員の服務に関すること。
- 会計経理に関すること。
- 物品の出納、保管及び処分に関すること
- 施設の管理に関すること。
- 図書館協議会に関すること。
- 広報活動に関すること。
- ヌ 市町村立図書館の振興及び活動の協力に関すること。
- 読書の普及及び奨励に関すること。
- ヲ 展示会、講演会、研修会等の企画及び実施に関すること。
- 図書館協力員に関すること。
- 資料情報課 次のとおりとする。 他の課の所掌に属しない事務に関すること。
- 図書館の統計に関すること。 図書館資料の選定、受入及び整理に関すること。
- 図書館資料の書誌データの作成に関すること。
- 図書館資料の維持・管理に関すること。
- 図書館情報システムの管理・運用に関すること。
- 図書館資料の電子化事業に関すること。
- 山梨県図書館情報ネットワークに関すること。
- 書庫の管理に関すること。
- 三 サービス課 次のとおりとする。
- 図書館資料の閲覧及び館外貸出しに関すること。
- 調査相談及び情報の提供に関すること。
- 複写サービスに関すること。
- 障害者サービスに関すること。
- 相互貸借に関すること。
- 子どもの読書推進に関すること

### (副館長の専決)

は異例と認められるときその他特に上司が事案を了知しておく必要があると認めた 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、事案が重要又 事前に上司の指示を受けなければならない

- による所長の共通専決事項に相当する事項 (他に定めのある場合を除く。) 山梨県事務決裁規則 (昭和四十三年山梨県規則第十三号) 第五条第一項の規定
- 二 非常災害その他やむを得ない場合の臨時休館並びに開館及び閉館時間の変更に 関すること。
- 三 その他前二号に準ずる事項に関すること。
- 副館長が複数の場合の専決は、 あらかじめ館長の指定する副館長が行う。
- (次長の専決)
- 第八条 次長は、次の事項について専決することができる。 ただし、事案が重要又は

異例と認められるときその他特に上司が事案を了知しておく必要があると認めたと

- きは、事前に上司の指示を受けなければならない
- 山梨県事務決裁規則第五条第一項の規定による出先次長の共通専決事項に相当
- する事項 (他に定めのある場合を除く。)
- 一 その他前号に準ずる事項に関すること。

に、「副館長」を「次長」に改め、「ことができる」を削り、同条第二項を削る。 第九条の見出しを「(副館長の代決)」に改め、 同条第一項中「館長」を「副 館長」

第十二条の第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九

条の次に次の二条を加える。

(次長の代決)

第十条 次長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事務を代決する。

(代決事務の後閲)

第十一条 前二条の規定により代決した事務は、当該代決において特に必要と認めら

れるものについては、それぞれ決裁者の後閲を受けなければならない。

( 山梨県教育庁組織規則の一部改正)

山梨県教育庁組織規則 (昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号) の一部を次

のように改正する。

第四条の二の表中「高等教育課」を「高校教育課」に改め、 同表に次のように加え

スポー ツ健康課

全国高校総体推進室

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(全国高校総体推進室)

第十三条の三 全国高校総体推進室においては、全国高等学校総合体育大会の開催に

関する事務を所掌する

第二十二条第二項中「高校教育指導監」の下に「、企画推進監」を加える。

#### 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 山梨県教育委員会規則第五号

ように定める。 山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則を次の

平成二十四年三月三十日

### 山梨県教育委員会

保 正

山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則

(用語の意義) 規定する特別の地域に所在する学校の指定の基準は、この規則の定めるところによる。 いう。) 第十六条の二第一項に規定するへき地学校等及び条例第十六条の三第一項に 山梨県学校職員給与条例 (昭和二十七年山梨県条例第四十号。以下「条例」と

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

- 条及び第五条の規定により算定した点数をいう。 基準点数 当該学校の所在地のへき地条件の程度の軽重を測定するために、 第四
- || 調整点数 基準点数の算定方法によっては捕捉し難い特別のへき地条件を測定す るために、第六条又は第七条の規定により算定した点数をいう。
- 三 合計点数 基準点数に第六条の規定により算定した調整点数を加え、又は第七条 の規定により算定した調整点数を減じて得た点数をいう。
- 兀 五 を満たすものをいう。 法律第百二十五号) による改正前の医療法第四条第一項に規定する総合病院の要件 号)第一条の五に規定する病院であって、医療法の一部を改正する法律(平成九年 旧総合病院 当該学校から最短の距離にある医療法 (昭和二十三年法律第二百五 駅又は停留所 当該学校から最短の距離にある交通機関の駅又は停留所をいう。
- 六 病院 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する病院 (旧総合 病院を除く。)をいう。
- 八 七 師が常駐していないもの及び歯科医業のみを行うものを除く。) をいう。 診療所 高等学校 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する診療所 ( 医 当該学校から最短の距離にある全日制の課程で普通科を置く高等学校
- Щ

- 九 郵便局 所を含む。) をいう。 三条第一項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業 和二十四年法律第二百十三号) 第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの (同法第 当該学校から最短の距離にある郵便窓口業務の委託等に関する法律 (昭
- 処理するものをいう。) をいう。 第百六十二号) 第二十三条に規定する事務 (主として学校に係るものに限る。) を 育委員会の事務局(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律 市町村教育委員会 当該学校から最短の距離にある当該学校を所管する市町村教
- するものをいう。 引を業として行う者 (郵政民営化法 (平成十七年法律第九十七号) 第九十四条に規 納付又は収納に関する事務処理を行うもののうち、当該学校から最短の距離に所在 給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の 定する郵便貯金銀行を除く。) をいう。) であって、公共料金 (日本国内において供 三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。) の受入れ及び為替取 金融機関 金融機関(銀行その他の預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第
- 十二(スーパーマーケット)当該学校から最短の距離にある日常生活のため必要な生 鮮食料品その他衣食住等に関する各種商品を販売する店鋪をいう。
- に類するものを除く。 以下この号及び次号において同じ。) の所在する地点をいう。 市の中心地(当該学校から最短の距離にある市役所 ( 支所、出張所その他これ
- 十四四 役所の所在する地点のうち当該学校から最短の距離にあるものをいう。 県内の人口二十万人以上の市で大学 (短期大学を除く。) が二以上存するものの市 県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地 山梨県庁の所在する地点又は山梨
- 士五 乗合旅客自動車をいう。 交通機関 旅客運賃を徴して交通の用に供する鉄道、軌道及び索道並びに一般
- 十六 距離 通常利用する経路のうち最短の経路の長さをいう。

( へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定)

第三条 掲げる区分に従って指定するへき地学校の級別を付して行うものとする。 定された合計点数が四十五点以上の学校について、当該合計点数に応じ、 条例第十六条の二第一項に規定するへき地学校の指定は、当該学校について算 次の各号に

- 四十五点から七十九点までの学校 一級
- 八十点から百十九点までの学校 二級
- 百二十点から百五十九点までの学校
- 兀 百六十点から百九十九点までの学校 四級

五 二百点以上の学校 五級

- 7°。 ついて算定された合計点数が三十五点から四十四点までの学校について行うものとす2 条例第十六条の二第一項に規定するへき地学校に準ずる学校の指定は、当該学校に
- る。 について算定された合計点数が三十点から三十四点までの学校について行うものとす3.条例第十六条の三第一項に規定する特別の地域に所在する学校の指定は、当該学校

(基準点数の算定)

条において同じ。) を合計して行うものとする。条の規定により補正を行うべき場合にあっては当該補正を行った点数をいう。以下本**第四条** 基準点数の算定は、別表により、当該学校について各要素ごとの該当点数 (次

- 数を超えることができないものとする。 2 前項に規定する各要素ごとの該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点
- り補正を行った距離によって算定するものとする。各号の一に該当するときは、当該部分の距離について、当該各号に定めるところによる。各要素ごとの該当点数の算定において、交通機関のない部分の全部又は一部が次の
- 該部分の距離に一・五を乗じて得た距離(急勾配又は狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合は、当
- は、当該部分の距離に二を乗じて得た距離 一 急勾配で、かつ、狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合
- 二号及び第三号の規定により点数を算定する場合は、この限りでない。離に二分の一を乗じて得た距離によって算定するものとする。ただし、次条第一項第軌道又は索道を利用するものである場合は、当該部分の距離について、当該部分の距4 各要素ごとの該当点数の算定において、交通機関のある部分の全部又は一部が鉄道、4
- とする。する場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法によって行うものする場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法によって行うもの同じ。)までの距離の要素における該当点数の算定は、次の各号に定める場合に該当5 当該学校から医療機関(旧総合病院、病院又は診療所をいう。以下この項において
- 関のない部分の最高点数に三を乗じて得た点数を超えることができないものとすかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定に病院までの距離に係る点数に三を乗じて得た点数とし、病院及び診療所までの距離当該学校から最短の距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該旧総合

- えることができないものとする。 当該学校から最短の距離にある医療機関が出総合病院までの距離の要素における 場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における 場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における 場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素としないものとする。この 療所の次に短い距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該診療所までの 当該学校から最短の距離にある医療機関が診療所で、かつ、当該学校から当該診

(要素ごとの点数の補正)

ごとに算定した点数に加えるものとする。 号の一に該当するときは、当該各号に定めるところにより算定した点数を、当該要素第五条 各要素ごとの該当点数の算定において、道路又は交通機関の交通条件が次の各

る割合を乗じて得た点数(一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。)間の区分に応じ、当該交通困難となる部分の距離に応ずる点数に同表の左欄に掲げたり交通困難となる場合においては、次の表の右欄に掲げる当該交通困難となる期一 交通機関のない部分の道路が積雪、地滑り等の自然的条件により四十日以上にわ

割	期
合	間
合 六分の一	日以下上五十九四十日以
六分の二	六十日以 上七十九
六分の二 六分の三 六分の四	日以下人十日以
六分の四	日以下 十九日以下
六分の五	日以下日以下
六分の六	上四十日以

を乗じて得た点数(一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。)級地の地域に所在する場合にあっては、当該割合にそれぞれ十分の一を加えた割合り距離に応ずる別表の点数に次の表の左欄に掲げる割合(当該学校が普通交付税に関距離に応ずる別表の点数に次の表の左欄に掲げる割合(当該学校が普通交付税に関ニー 交通機関の一日の運行回数が八往復以下の場合においては、次の表の右欄に掲げ

十分の五	十分の四	十分の三	十分の二	割合
一往復以下	復三往復及び二往	復五往復及び四往	復八往復から六往	一日の運行回数

げる。) 欄に掲げる割合を乗じて得た点数(一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上談交通機関が休止する部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表の点数に次の表の左においては、次の表の右欄に掲げる当該交通機関が休止する期間の区分に応じ、当三 交通機関が積雪、地滑り等の自然的条件により六十日以上にわたり休止する場合

六分の六	六分の五	六分の四	六分の三	六分の二 六分の三	合 六分の一	合	割
	以下	日以下	日以下	日以下	日以下		
以上二百十日	百八十日以	上百七十九 日五十日以	上百四十九	上百十九	上八十九 六十日以	間	期

#### (調整点数)

るときは、当該各号に定める点数を調整点数とする。 い場合で、次の各号に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められ第六条 当該学校において、飲料水を主として天水又は川水等から求めなければならな

- 揚水施設及び配水施設のない場合は十点
- | | 揚水施設又は配水施設のある場合 (浄化装置のない場合に限る。) は五点
- 該各号に定める点数を調整点数とする。該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められる場合においては、当2 当該学校の所在する地域における自然的、経済的、文化的諸条件が次の各号の一に
- 一 有害ガス等の発生する地帯、風土病地帯等で、不健康地である場合は、その状況

# を勘案して二十点以内で教育委員会が定める点数

- ル以上の距離にある場合は五点学校から六キロメートル以上の距離にある場合は十点、当該学校から四キロメートニー当該学校に在学する児童又は生徒の総数の十分の三以上のものの住所地が、当該
- トル未満である場合は五点 当該学校から図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条に規定する関合は五点 「日が前法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条に規定する博物館その他これ 「明が前法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条に規定する博物館その他これ 「当該学校から図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条に規定する図書館、
- 提供されていない場合は五点第一条第二項第七号から第十号に規定するサービス及びそれに相当するサービスが四、当該学校において、電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)
- ↑ 当該学校において、携帯電話を通話のために使用できない場合は五点
- る場合は十点を調整点数とする。 当該学校に勤務する教員の数が、三人以下である場合は二十点、四人又は五人であ
- する。 の場合は十点、ハキロメートル以上十二キロメートル未満の場合は五点を調整点数との場合は十点、ハキロメートル以上十二キロメートル未満の場合は五点を調整点数と 距離については、当該距離に二分の一を乗じて得た距離(交通機関を利用しうる部分の4 当該学校が分校である場合において、本校との距離(交通機関を利用しうる部分の

	市町村の人口
ル未満 ト	
ートル未満 以上二十キロメ トル	点数
	致
メートル未満	
	- トル未満   メートル未満   以上二十キロメ   ル以上三十キロメートル   二十キロメート

Щ

梨

零	令	五	+	万人以上
零	五	+	士五	万人以上
五	+	<b>十</b> 五	<u>=</u> +	十五万人未満

- 2 っては、三十点)からこれらの調整点数のうち最も高い点数までの範囲内において、 数は、市役所等ごとの調整点数を合算した点数 ( 当該点数が三十点を超える場合にあ 点までの距離が四十キロメートル未満である市役所等が複数あるときにおける調整点 へき地条件等を勘案して教育委員会が定めるものとする。 前項に規定する場合に該当する場合において、当該学校から市役所等が所在する地
- 3 当該学校に勤務する職員 (条例の適用を受ける者に限る。) の総数の十分の八以上 下欄に掲げる十キロメートル以上二十キロメートル未満の区分に該当するものとみな 所在する地点までの距離が十キロメートル未満である場合であっても、第一項の表の の者がへき地手当に準ずる手当の支給を受けているときは、当該学校から市役所等が

## (級別の指定の特例)

第八条 隣接して設置されている小学校及び中学校であって、各学校について算定され ことができる。 二項の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の点数によって級別の指定を行う た合計点数が異なる場合にあっては、これらの学校については、第三条第一項及び第

## (合計点数の見直し等)

第九条 当該学校について算定された合計点数は、おおむね六年ごとに見直すものとす 更があった場合には、その都度、当該学校について合計点数を算定し、又は見直すも る。ただし、学校の新設、統合若しくは移転があった場合又はへき地条件に著しい変 のとする。

### (本校及び分校)

第十条 この規則の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

#### 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する

中心ものは、現場では、関連には、の思難には、の思難には、というというという。	県庁所在 地区はに さに準ず	田 紹 紹 紹 紹 紹 紹 紹 紹 紹 紹 紹 紹 紹 紹 紹 紹 紹 紹 紹	世代の日から	円無かの	ジャ	需 ?	金融機関	無人の出	市町村教育委員会	での距離	郵便局ま	無 ?	南等学校学問用の対	での距離	診療所ま	の出離	病院まで	開系	司司 記書 記書 記書 記書	駅又は停留所まで の距離	<b>уд</b> жн
交通機関のある部分	Т	交通機関の ある部分	交通機関の ない部分	交通機関の ある部分	交通機関のない部分	交通機関のある部分	交通機関のない部分		交通機関の ない部分		交通機関のない部分	-	1	交通機関のある部分	交通機関の ない部分	交通機関のある部分	交通機関の ない部分	交通機関のある部分	交通機関の ない部分		<b>省</b>
0	. 0	0	-	0	-	0	н.	0	2	0	1	0	2	0	1	0	1	0	_	2点	22イルスピールストールストールス・モートンシャート 満
0	-	1	1	1	2	Н	2	2	4	1	2	2	4	1	2	1	2	1	1	4 近	キャルルエロト満ローンはでした。
0	1	1	1	1	ω	1	ω	2	6	1	ω	2	7	1	4	-	ω	1	1	6声	14.00 14.0 14.0 14.0 14.0 14.0 14.0 14.0
0	1	1	2	-	4	1	4	ω	10	1	4	ω	10	2	6	1	4	1	2	8	148日本イングロート・1001上を入り上で、1001上を入り、1241
0	-	1	ω	2	σı	2	5	σı	13	2	51	ΟΊ	13	ω	∞	2	5	1	ω	10点	10年 インストーメート 122 インストーン 12 インス・インス・インス・イン 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
0	1	1	4	2	6	2	6	6	16	2	6	6	16	4	10	2	6	-	4	12点	12キーメロスイナー 12キー 12キー 12・14 12・14 12・14 12・14 12・14 12・14 12・14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1
-	2	2	51	ω	∞	ω	∞	∞	20	ω	∞	∞	20	51	12	ω	8	2	5	14点	14キロスプロール 14 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
-	2	2	6	ω	10	ω	10	9	22	ω	10	9	22	6	12	ω	10	2	6	16点	1647/2074 上20 メート・アンプラング
-	ω	ω	8	4	12	4	12	12	24	4	12	12	24	∞	12	4	12	ω	∞	20点	20キロメート24 ト24 ト24 キロメイボ ボボディボ
22	4	4	10	σı	12	51	12	15	24	σı	12	15	24	10	12	57	12	4	10	24点	244 マンフン トンフン ト28 メーヤロス デース デース デース デース デース デース デース デース デース デー
22	បា	5	12	6	12	6	12	18	24	6	12	18	24	12	12	6	12	<b>с</b> л	12	28点	284 ファイン 10メート32 ト32 メートスク メートスク メートスク メートスク メート アウィ がん かん
ω	6	6	12	∞	12	8	12	20	24	∞	12	20	24	12	12	∞	12	6	12	32点	32キ ロメート ト36 ト36 ドカス イママノ 道道
ω	7	7	12	10	12	10	12	22	24	10	12	22	24	12	12	10	12	7	12	36点	364 ー メロス インマー マンマン マンマン マンマン マンマン マンマー マンマー マン・マン・ マン・ できる アン・ できる アン・ できる アン・
4.	∞	∞	12	12	12	12	12	24	24	12	12	24	24	12	12	12	12	8	12	40点	4074414414413441344144144444444444444444
4.	9	9	12	12	12	12	12	24	24	12	12	24	24	12	12	12	12	9	12	40点	47.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.
υı	10	10	12	12	12	1.2	12	24	24	12	12	24	24	12	12	12	12	10	12	40点	4847714十十米1724411341141141141141141141111111111111
O1	11	11	12	12	12	12	12	24	24	12	12	24	24	12	12	12	12	11	12	40点	254 キャンプラントー 本 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 10
6	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	40点	400ロレンエキー未り99日ントリングルが
7	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	40点	をロントナイナー ポーキア72 と 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
∞	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	40点	イントリンピュート 4727 150 08 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15
9	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	40点	チャントエーボージ 06 07 1 1 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
10	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	40点	90キロ イーメ 100キ 100キ ーメーイ ボースロ
11	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	40点	1000キースログート120メート120メート120メートに20メートに20メートに20メートに
12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	40点	120キロメートル以 5 上

山梨県公報号外

第二十二号

## 山梨県教育委員会規則第六号

Щ

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

久 保 嶋 正 子

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 技能労務職員の給与に関する規則 (昭和三十六年教育委員会規則第十二号)の一部を

第五条第一項中「、山梨園芸高等学校」を削る。

第六条第一項中「、山梨園芸高等学校」を削る。 附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 山梨県教育委員会規則第七号

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め

平成二十四年三月三十日

వ్త

山梨県教育委員会

子

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 久保嶋 正

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則(平成十七年山梨県教育委員会規則第四号)

の一部を次のように改正する。

第六号様式を次のように改める。

八

	第	6	号様式	t (	第	6	条関係	)
--	---	---	-----	-----	---	---	-----	---

				受付着	番号	第	号
	県立博物館	施設等	使用申請	書			
						年	月 日
						<del>4-</del> .	Д П
山梨県立博物館館長	殿						
		申請	者 住	所			
				)がな			En.
			氏 生组	名 F月日		年	印· 月 日
			(団体	にあっては	、主た	る事務所の	の所在地
			及び年	名称並びに代	表者の	氏名及び	生年月日)
			連絲	各先			
次のとおり施設を使用	したいので、山秀	以県立博	物館設置	置及び管理	1条例	施行規	則第6条第1
項の規定により申請しま	す。						
施設使用の目的							
	年 月	日	(曜	日) 午前 午前		時	分から
使 用 日 時	年 月	目	(曜	午 行 午 行		時	分まで
使 用 施 設 名	□生涯学習	室1	□生涯	学習室2		交流室	,
使 用 設 備 器 具	設備器具名	使用	数量	単位		摘	要
	氏		住				
会場使用責任者	名		所			(電話	)
			参考	事項			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
誓約等	1 この申請によ 2 この申請によ 定が取り消され 3 私(団体であ であるか否かに 提供を受けるこ	る使用が ても異存に る場合に、 ついを承諾	、暴力団の はありませ は、その役 警察当局へ します。	利益となる。 ん。 員を含む。) 情報照会を行	と認め! が、暴。 テうこ。	られた場合 力団員等( と及び警察	から、その使用決 ※)又は暴力団 発当局から情報
上 1 造作物等を設置し、又は設・	※暴力団員等:						
E1 造作物等を設置し、又は設 い。	帰碕兵で持 り込む場合	コには、ヨ	吸1」何の関	女を切りかり	- U/C	見収せり	<b>かけ してくださ</b>

2 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類

を添付すること。

#### 附 則

この規則は、 平成二十四年四月一日から施行する。

# 山梨県教育委員会訓令甲第一号

庁 中 校 般

県 立 学

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

員 久 保 嶋 正

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令 子

ように改正する。 山梨県立学校処務規程 (昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次の

項ずつ繰り上げる。 別表第一18の項及び19の項を削り、 20の項を18の項とし、 21の項から41の項までを二

#### 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 山梨県教育委員会訓令甲第二号

教 庁 事 所 般

県 埋 |蔵文化財センター 立 义 館

 $\overrightarrow{V}$ 美 紨

立 考 立 古 博 博物 物 館館館

県 県

立 文 学 館

県総合教育センター

学 校

訓令を次のように定める。 山梨県教育委員会公印管理規程及び山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

久 保 嶋 正

> する訓令 山梨県教育委員会公印管理規程及び山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正

( 山梨県教育委員会公印管理規程の一部改正)

第一条 山梨県教育委員会公印管理規程(昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第四号)

の一部を次のように改正する。

館及び県立文学館」に改め、「)にあつてはその長」の下に「、県立図書館」を加え 第三条第一項中「県立美術館及び文学館」を「県立図書館、県立美術館、県立博物

(山梨県教育庁行政文書管理規程の一部改正)

の一部を次のように改正する。 山梨県教育庁行政文書管理規程 (平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号)

別表第一の一の表中「一新図書館建設室 | 教図建|| を 全国高校総体推進 新図書館建設室

室 教全総 教図建 に改める。

附

この規則は、 平成二十四年四月一日から施行する。

## 山梨県教育委員会告示第二号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県教育委員会

툱 久 保 嶋 正

子

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

のように改正する。 山梨県教育委員会公印規程(昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号) の一部を次

別表中「県立美術館」 を「県立図書館、 県立美術館」に改める。

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する

# 山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

子

外

	1
発 行 者	山梨
山 梨	山梨県公報号外
県田	号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第一
入一丁目	第二十二号
:六番一号	平成二十
	平成二十四年三月三十日
印刷所	三十日
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
口一員	
香	
	=
	1